

## コミュニティ通訳

今回は、言語権を保障するための人的支援として、通訳に注目する。

水野真木子 (みずの・まきこ) は「在留外国人の言葉の問題」「コミュニケーションの齟齬 (そご) の問題」について、つぎのようにのべている。

外国人登録、転入・転出届、婚姻届、離婚届、出生届などの戸籍関係、母子健康手帳給付、新生児訪問指導、就学手続きなど出産・育児関係、雇用保険、国民健康保険、介護保険、国民年金などの保険・年金関係、税金関係、ガス・電気・水道、電話などの公共サービス、公営住宅など、さまざまなことに関する窓口で、言葉が通じないことが問題となる状況は枚挙にいとまがありません。また、生活相談、心の健康相談など、さまざまな相談窓口でのコミュニケーションの問題もあります。

さらに、病気になったり怪我をしても、医者言葉がわからない。緊急に救急車を呼ぶことすら出来ない。このように、救急時、病院での診察、検査、薬局での投薬指導などの医療に関わる場面でも、言葉の壁は大きな障害になっています。また、警察官による職務質問、取り調べ、裁判での証言などの司法関係の場面でも、言葉が通じないことは深刻な問題となります。さらに、家族で日本に住む外国人が急増していますが、その子どもたちが日本の教育制度の中でうまくやっていくには、コミュニケーションが非常に重要な要素です。多くの子どもたちが学校で授業についていけず、不登校になり、中には不良仲間にはいってしまう子どももいるという現状があるのです (みずの2008:6)。

このように言語が通じないということは生活全般にかかわる問題である。こうした生活に密着した通訳を「コミュニティ通訳」という。

たとえば病院を受診したときを想定してみよう。病院を受診するのは、からだや心に異変を感じるからである。その症状をつたえることができなければ、きちんと診断されない可能性がある。「医療通訳」は生存にかかわる問題である。「司法通訳」も、その人の人生を左右するおおきな問題である。

## 通訳とパターナリズム

そもそも、通訳というのはたとえば日本語話者と非日本語話者 (日本語学習者) の双方を支援することである。医療通訳でも、ことばが通じなければこまるのは患者だけでなく、医師や看護師もおなじである (さわだ2006、まつ の2006)。通訳を一方向的に「弱者にたいする支援」とみならずパターナリズムをなくす必要がある。なかでもとくに「弱者をたすける」というようなパターナリズムにさらされてきたのが、ろう者だといえるだろう。

自分の第一言語と相手の第一言語がちがうという点で、ろう者と聴者の立場はおなじである。ろう者は聴者の言語 (よみかき、あるいは口話) を学習し、日常的に使用している。その一方、聴者には、ろう者の言語 (手話) がわかる人はほとんどいない。言語的少数者であるろう者は聴者の言語を学習している。一方、聴者は手話を知らなくとも社会生活に問題が生じない。

これまで手話通訳は「耳の不自由な人をたすけるための福祉サービス」と認識されてきた。ここに聴者とろう者の権力関係がうつしだされている。じっさい、突然ろう学校に赴任した聴者の教員は、ろう学校の教室のなかでは、手話のできない「コミュニケーション弱者」となる (なかしま2013)。

## 聴者とろう者の「文化的媒介」としての手話通訳

木村晴美 (きむら・はるみ) と米内山明宏 (よないやま・あきひろ) は「ろう文化を語る」という日本手話による対談で、手話通訳者の意識について批判している。まず、木村は「これまでの手話通訳者には「ろう者を助ける」という意識があった」と指摘する。ここで、ふたりは「手話通訳は福祉活動だ」という発想を批判し、つぎのようにのべている。

米内山 「福祉労働者」という言い方でしょう。私はこの言葉には非常に抵抗を感じます。

木村 私も抵抗を感じています。通訳者とは二つの異なる言語の仲介者です。それを、「援助する」とか「福祉労働」というふうを考えているから、ろう者としては通訳者に対して警戒心をもたざるを得なくなる（きむら／よないやま1995:390）。

うえのように、ふたりは通訳者とは「言語と言語の仲介」であり、それと同時に「異なる文化の間に立って仲介すること」「橋渡し」する存在であるとする（390ページ）。このような視点は、保護するようなパターンリズムを拒否し、ろう者と聴者の対等な関係を要求するものだといえる。

このようなパターンリズムの問題は、通訳だけでなく、さまざまな関係、対人支援においても、みられるものである。パターンリズムをどこまで許容し、どこからは過剰だと判断するのかについては、議論がわかれるし、明確に線をひくことはできないものである。子育てや教育、介助や通訳などでは、「おせっかい」がすぎること、「このようにするべき」と、つよく介入してしまうことがある。それをどのようにとらえるのか。

## 通訳者だけでは解決できないこと一連携の必要性

コミュニティ通訳に話題をもどそう。コミュニティ通訳は生活全般にかかわることであるため、通訳ができるだけではその役割をはたせない。さまざまな制度についての知識が必要となる。ただ、そういった知識を通訳者だけに要求するのは無理がある。通訳者とはべつに「多文化ソーシャルワーカー」のような人材も必要である（いしかわ2011）。杉澤経子（すぎさわ・みちこ）は、つぎのように説明している。

「在留資格の変更はどうしたらできるのか」「賃金不払いのまま解雇された」「離婚をしたい」「日本で高校に行くにはどうしたらいいか」等々、定住する外国人の増加に伴って、自治体等には様々な相談が寄せられるようになった。在留資格など制度上の問題や言語・文化の異なりによって生起する問題に的確に対応するためには、言語・文化的マイノリティを日本社会に橋渡しができる通訳（コミュニティ通訳）とともに、外国人特有の問題に精通し、適宜専門家につなげられるスタッフ（コーディネーター）がいなければ問題の解決は難しい。

法務省が、東京都新宿区に2009年11月16日に開設した「外国人総合相談支援センター」では、7言語の通訳兼相談員とコーディネーターが配置され、外国人住民の生活相談全般に対応している。来訪者も多いが電話相談も全国から寄せられている。各地の自治体から通訳支援を求められれば、相談者、自治体職員、通訳の3人が同時に通話できるトリオフォンを使って通訳にあたり、労働問題や離婚、教育、心の問題など専門家の支援が必要な場合には、コーディネーターがネットワークを駆使して問題解決に当たっている（すぎさわ2011:194）。

これは、言語にだけ焦点をあてるのではなく、その人の生活に注目する必要があることをしめしている。この「外国人総合相談支援センター」の設置は、これまで一部の地方自治体で独自に実施されていた「外国人相談」がネットワーク化されたという点でおおきな意味がある。そして、もうひとつ重要な点は、多文化社会をささえる業務や職業がうまれはじめていくということである（195ページ）。医療通訳も、そのひとつといえるかもしれないが、報酬の面からすれば医療通訳は職業といえるほどの地位にはない。現状では、「有償ボランティア」程度のものである。

## 医療通訳の世界

現在、医療通訳は自治体とNPOの共同事業として、一部の地域で実施されている場合や、ごく一部の病院で専属の通訳者を雇用するかたちで実施されている。国としてのシステムはない。ほとんどの場合、「MICかながわ」や「多文化共生センターきょうと」、兵庫県の「多言語センターFACIL（ファシル）」などのNPOが自治体をうごかすかたちで開始されたものである。そのため現状では「業務」としての医療通訳は、一部の地域のとりくみでしかない（くわしくは『自治体国際化フォーラム』2012年276号（特集「医療通訳」）掲載の無記名記事「都道府県・政令指定都市における医療通訳の現況について」を参照のこと）。

愛知県では2011年の10月から医療通訳の派遣を実施している。愛知県の「県民生活部 社会活動推進課 多文化共生推進室」のページを参照してほしい（<http://www.pref.aichi.jp/syukaikatsudo/tabunka.html>）。愛知県の場合はNPOとの共同ではなく、自治体と大学が連携するかたちで運営されている。現在、名古屋外国語大学、愛知大学、愛知県立大学が言語別に分担して医療通訳者を養成している。愛知県立大学のとりくみは、「医療分野ポルトガル語スペイン語講座」のページにくわしい（<http://www.ist.aichi-pu.ac.jp/lab/qua/com-medico/>）。

医療通訳とは具体的にどのようなことをするのだろうか。『医療通訳入門』の「はしがき」で連利博（むらじ・としひろ）は、つぎのように説明している。

…在日外国人が日常生活を送るなかで直面する大きな問題は健康の問題であり、医療機関にかかる時である。その最大の問題が言語のバリアである。医療においては、症状の表現が特殊であり、通訳者には専門用語の知識とある程度の医学的知識が求められる。また、病気の理解のみならず日本の医療システムや社会福祉支援制度の理解が要求される。さらに極端な言い方をすれば命がかかっている問題を扱うだけに、通訳する側にも何らかの責任を求められる可能性もあり、これらの点で医療通訳は特殊であり、また当然のことながら通訳者の倫理が問われることになる。通訳者が全くの黒子に徹することが要求される司法通訳と異なる点は、文化の違いなどにより直訳だけでは意思疎通が不十分であると判断すれば、積極的に言葉を尽くして介入しなければならない。言い換えれば、医師や患者に対して節度ある助言や感情移入が必要となることもあり得るといふことだ（むらじ 2007:3）。

この説明をみると、医療通訳者は「知識と倫理と感情」の面で専門性がもとめられることがわかる。以下では、医療通訳がなぜ必要なのか、そして、どのように医療通訳の質を確保するのかについて検討する。

### ことばが通じなければ安心して受診できない

1996年に発表された「聴覚障害者に受療抑制はあるか？ 手話通訳者を配置した病院の来院状況から」という論文がある（きたはら ほか1996）。これをみると、病院に専属の手話通訳者がいることが重要であることがわかる。

日本では札幌病院がはじめて専属の手話通訳者を雇用了。すると「札幌市内の聴覚障害者の受療が札幌病院に集中する状況が生じた」という（105ページ）。通訳者がいるという安心感がそのような状況をうみだしたといえる。逆にいえば、ことばが通じなければ安心して病院を受診できないということである。著者の北原らはつぎのように結論づけている。

聴覚障害者の受療権を保障するためには、手話通訳派遣制度の充実とともに、住民の通院圏を考慮して主要な医療機関に手話通訳者を配置すること、しかも、通訳者が過労のため健康を損ねることのないよう人員配置が必要であり、当然のことながら、これらに対して公的な支援がなされるべきである（106ページ）。

通訳者は労働者であり、適切な労働環境で仕事をする権利がある。「やりがい」や「使命感」だけでできるものではない。対人支援職は仕事の性質上「がんばってしまう」傾向にある。その点に注意して、労働環境を整備する必要がある。それは持続可能な労働環境にするということである。

なお、手話通訳をうけられる病院については、「手話通訳設置医療機関リスト」が参考になる（<http://deaf-med-net.news.coocan.jp/iryoukikann.html>）。

### プロ（専門職）がいなければ、「にわか医療通訳」がうみだされる

シリル・ネザマフィの小説「拍動」は、日本で生活して5年になるアラビア語話者が、日本語とアラビア語をはなせるというだけで病院と警察の現場検証での通訳を依頼されるという状況をえがいている（ネザマフィ2010）。主人公は、通訳者としての技術も倫理規定も知らない。事故にあった本人やその家族との面識はなく、ただ、「家族の方が心配でしょうから出来るだけ柔らかめに訳してあげて」（106-107ページ）という依頼者のことばに忠実であろうとする。そして、板ばさみになって葛藤する。

日本では、患者の家族や友人が病院につきそい通訳することが多い。そして、こどもが通訳をする場合もすくなくない。多言語センターFACILが2012年に制作したDVD『病院に通訳がいたらいいのになー神戸のベトナム人中学生編』はそのような状況を紹介している。

また、2012年12月に、神戸市看護大学は医療通訳研究会と共催で「通訳を担うこどもたち 医療とコミュニケーション」というフォーラムを開催した。フォーラムでは、移民2世だけでなく、ろう者を親にもつ聴者（コーダ）も登壇した。こどもが通訳を担ってきたこれまでの状況をふまえたうえで、医療通訳を制度化する必要がある。

永田文子（ながた・あやこ）らは家族や友人による通訳を「にわか通訳者」と表現し、「にわか通訳者を介すことによる問題」をつぎの3つに整理している。

- (1) 通訳の場面で省略、追加、言い換えが行われている危険性があり、正確性に問題がある。
- (2) 医療専門用語は日常生活の語彙ではないため、にわか通訳者の用語は不足している。
- (3) にわか通訳者は過酷な告知を患者にしなければならず、心理的負担がかかる（ながた2010:164-165）。

たとえば、こどもが親に「がんの告知をする」という状況がうまれてしまう。あまりにも負担がおおきすぎるといえるだろう。そもそも医師であっても、深刻な病状を患者に告知するのは緊張がともなうものだろう。感情に左右されずにきちんと通訳することも、通訳者にもとめられる専門的な技術のひとつである。通訳という行為には、感情労働がともなう。業務をするうえで自分の感情をコントロールしなければならないということだ。

## 医療通訳の社会的位置づけ

現在、日本では医療通訳はどのように位置づけられているだろうか。水野真木子はずぎのように指摘している。

医療通訳は人の生命や健康を扱っているという点で、たいへん質の高い通訳者が求められる分野である。しかし、報酬などの点ではボランティア・ベースであると言わざるを得ないのが現状である。このような、求められるレベルの高さと報酬の低さというアンバランスが医療通訳者の立場をわかりにくくしており、個人や団体ごとに通訳者の役割や立場についても考え方が異なるのが現状である（みずの2011:230）。

このような問題をどのように解決するのか。西村明夫（にしむら・あきお）は「だれが通訳の経費を負担すべきか」という視点から、づぎのように議論している。

通訳人材の確保の問題は通訳報酬が生計を立てられる程度に適正化すれば解決する。NPOの財源不足の問題も…中略…通訳報酬に事務経費を上乗せして患者または医療機関に請求できれば解決する。だが、そもそも医療通訳経費を負担すべき責任主体はだれなのだろうか。日本語が十分でないことに責任と負担を求める考えもあるが、手話も言語の一つとすれば、採用しがたいと思われる。むしろ、十分な意思疎通は医療行為の範疇であると考え、その負担は医療費の中で賄われるべきであるとするのが適当だろう。実際に、患者に負担を求めると受診抑制が働き重症化してから受診することになり、かえって医療費が高額となることや患者が通訳の受入を拒否してカタコトの日本語で済ませることになり、医療リスクが高まってしまう。

医療費の中で賄うとして、ひとまず医療機関に負担を求めるにしても、医療機関には通訳報酬と事務経費を負担する財源がない。つまり、医療機関は、一部患者負担を含めた公的医療保険の診療報酬と駐車場代などの付帯的な収入で経営されているが、厚生労働省保健局の通知（平成17年〔2005年のこと一あべ注〕9月1日）によって通訳経費は診療報酬点数に含めないこととされているため、各地域で現在支払われている通訳報酬は、医療機関の収益を減じる形で賄われている。これが医療機関が経費負担に消極的な理由であろう（にしむら2012:93）。

西村は、「医療におけるコミュニケーションは医療行為の一環であると考えれば、保険制度の中で対応するかどうかは今後の議論に任せるとしても、医療通訳経費は在日外国人支援費としてではなく医療費の中で対応すべきであろう」と主張している（93ページ）。そうなれば、在日外国人も、ろう者も同一のルールと枠組みで医療通訳をうけられるようになる。全国一律のルールをさだめることもできる。遠隔通訳を活用すれば、通訳者不足の問題も解消できるだろう。なお、日本遠隔医療学会には、遠隔医療通訳の分科会がある。

だれでも、いつ、どこにいても、医療をうけられる体制をつくることが重要であり、医療通訳はその一環であるといえるだろう。

## 医療の多言語化—医療通訳以外のとりくみ

多文化共生センターひょうごは、『多言語版 救急時情報収集シート』を作成した（<http://www.tabunka.jp/hyogo/119/>）。ウェブサイトでの説明をみてみよう。

・日本語によるコミュニケーションが不十分な外国人の救急患者が発生した際に、患者や家族などと救急隊員の間で意思疎通を迅速にはかるための「指さし式」の対訳集です。

・救急隊の行動を説明し、必要な情報（症状、患部、既往歴など）を把握するための「情報収集シート」と、救急現場で使う「医療用語集」から構成されています。

神戸市の救急車（31台）全車に配備されているという。

AMDA国際医療情報センターは、多言語医療電話相談を実施している（[http://amda-imic.com/modules/activity/index.php?content\\_id=13](http://amda-imic.com/modules/activity/index.php?content_id=13)）。

愛知県は『医療機関等外国人対応マニュアル』をウェブで公開している（<http://www.aichi-iryoku-tsuyaku-system.com/manual/>）。

現在、各地で自治体や国際交流センターなどが無料で医療相談／健康診断を実施している。そのさいに通訳を準備している場合もある。また、「病院 外国語」でウェブを検索すれば、日本語以外の言語に対応している病院について、自治体や国際交流協会が情報提供しているのが確認できる。

そのほか、以下のように、多言語問診票やスマートフォンのアプリによる多言語問診やコミュニケーション支援もある。

#### ■多言語問診票

多言語問診票 - 横浜市港南国際交流ラウンジ

<http://www.konanlounge.com/外国人支援/多言語問診票/>

多言語医療問診票 - かながわ国際交流財団

<http://www.kifjp.org/medical/>

多言語問診票 - 岩手県

<http://www.pref.iwate.jp/kokusai/tabunka/003377.html>

多言語 問診票 - 外国人医療センター（MICA）

<http://npomica.jimdo.com/日本語/多言語-問診票/>

多言語問診票 kindle（キンドル）版（有料） - 地域診療情報連携協議会

<http://www.amazon.co.jp/> で「多言語問診票」を検索

#### ■多言語問診／看護師支援アプリ

多言語問診システムM3（エム キューブ）（Android版のみ）

多言語問診票。多文化共生センターきょうとと和歌山大学システム工学部吉野研究室の共同開発。

ヘルスライフパスポート（iOS版／Android版）

多言語問診票。翻訳もできる。株式会社アイエスゲートと群馬大学医学部医療情報部の共同開発。

EXLanguageNurse - 多言語医療通訳アプリ（iOS版）

4言語の基本会話、動作指示、問診の音声登録している。エスケイワードが名古屋大学、刈谷豊田総合病院と共同開発。

## 参考文献／関連文献

- あべ やすし 2012 「医療通訳—文献リストと関連情報」 <http://hituzinosanpo.sakura.ne.jp/iryoo.html>
- あべ やすし 2015 『ことばのバリアフリー—情報保障とコミュニケーションの障害学』生活書院
- 石河久美子 (いしかわ・くみこ) 2011 「多文化ソーシャルワーカー養成の現状と課題」近藤敦 (こんどう・あつし) 編『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店、181-192
- 石河久美子 2012 『多文化ソーシャルワークの理論と実践』明石書店
- 石崎正幸 (いしざき・まさゆき) 2007 「米国の医療通訳」むらじ監修『医療通訳入門』松柏社、55-87
- 市田泰弘 (いちだ・やすひろ) 2005 「手話通訳」真田信治 (さなだ・しんじ) / 庄司博士 (しょうじ・ひろし) 編『事典 日本の多言語社会』岩波書店、155-157
- 糸魚川美樹 (いといがわ・みき) 2017 「多言語化の多面性—一言語表示から通訳ボランティアまで」かどや・ひでのり / ましこ・ひでのり編『行動する社会言語学—ことば/権力/差別 2』三元社、205-224
- 河原俊昭 (かわはら・としあき) 編 2004 『自治体の言語サービス—多言語社会への扉をひらく』春風社
- 川村千鶴子 (かわむら・ちずこ) 編 2017 『いのちに国境はない』慶應義塾大学出版会
- 北原照代 (きたはら・てるよ) ほか 1996 「聴覚障害者に受療抑制はあるか? 手話通訳者を配置した病院の来院状況から」『社会医学研究』14、103-107
- 木村晴美 (きむら・はるみ) / 米内山明宏 (よないやま・あきひろ) 1995 「ろう文化を語る」『現代思想』23(3)、363-392
- 国立国語研究所「病院の言葉」委員会 2009 『病院の言葉を分かりやすく—工夫の提案』勁草書房
- 沢田貴志 (さわだ・たかし) 2006 「医療通訳は誰のため?」外国人医療・生活ネットワーク編『講座 外国人の医療と福祉—NGOの実践事例に学ぶ』移住労働者と連帯する全国ネットワーク、54-57
- 渋谷智子 (しぶや・ともこ) 2009 『コードの世界—手話の文化と声の文化』医学書院
- 杉澤経子 (すぎさわ・みちこ) 2011 「多言語・多文化社会における専門人材の養成」近藤敦 (こんどう・あつし) 編『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店、193-208
- 角知行 (すみ・ともゆき) 2017 「アメリカにおける多言語サービスと言語アクセス法—クリントンの大統領令13166をめぐって」『社会言語学』17号、1-17
- 鳥飼玖美子 (とりかい・くみこ) 編 2013 『よくわかる翻訳通訳学』ミネルヴァ書房
- 中島武史 (なかしま・たけし) 2013 「聾学校におけるろう児と教師の関係性と低学力」『社会言語学』13号、85-112
- 永田文子 (ながた・あやこ) ほか 2010 「在日ブラジル人が医療サービスを利用する時のにわか通訳者に関する課題」『国際保健医療』25(3)、161-169
- 中村安秀 (なかむら・やすひで) 2012 「ことばと文化の壁を越えて—在住外国人の保健医療に関する課題と挑戦」池田光穂 (いけだ・みつほ) 編『コンフリクトと移民』大阪大学出版会、137-152
- 中村安秀 / 南谷かおり (みなみたに・かおり) 編 2013 『医療通訳士という仕事—ことばと文化の壁をこえて』大阪大学出版会
- 西村明夫 (にしむら・あきお) 2012 「医療通訳派遣システムの促進要因」『移民政策研究』4号、83-96
- ネザマフィ、シリム 2009 『白い紙/サラム』文芸春秋
- ネザマフィ、シリム 2010 「拍動」『文学界』6月号、98-137
- 橋内武 (はしうち・たけし) / 堀田修吾 (ほった・しゅうご) 編 2012 『法と言語—法言語学へのいざない』くろしお出版
- 松野勝民 (まつの・かつみ) 2006 「医療通訳の公的制度を求めて」外国人医療・生活ネットワーク編『講座 外国人の医療と福祉—NGOの実践事例に学ぶ』移住労働者と連帯する全国ネットワーク、57-58
- 丸山正樹 (まるやま・まさき) 2011 『デフ・ヴォイス—法廷の手話通訳士』文春文庫
- 水野真木子 (みずの・まきこ) 2008 『コミュニティー通訳入門』大阪教育図書
- 水野真木子 / 内藤稔 (ないとう・みのる) 編 2015 『コミュニティー通訳』みすず書房
- 水野真木子 2011 「日本におけるコミュニティー通訳の現状と課題」佐藤 (さとう) = ロスベアグ・ナナ編『トランスレーション・スタディーズ』みすず書房、223-246
- 村岡啓一 (むらおか・けいいち) 1995 「通訳を確保する義務の主体は誰か?—外国人刑事事件からみえてくるもの」『季刊刑事弁護』4号、30-34
- 村松紀子 (むらまつ・のりこ) ほか編 2015 『実践医療通訳』松柏社
- 連利博 (むらじ・としひろ) 監修 2007 『医療通訳入門』松柏社

## 関連サイト

今村かほる方言研究チーム 医療・看護・福祉と方言 <http://hougen-i.com>

医療・福祉・介護従事者と方言プロジェクト <http://ww4.tiki.ne.jp/~rockcat/hoken/>

国立国語研究所 東北方言オノマトペ用例集 <https://www.ninjal.ac.jp/publication/catalogue/onomatopoeia/>

## 用語解説

医療観光（メディカル・ツーリズム）：国策、あるいは病院の戦略として外国から患者を誘致しようとすることがある。その場合、ことばの不安があれば利用者数は増加しない。そこで医療通訳をつける。ビジネスモデルとして医療通訳が実施されている。たとえば韓国では医療観光ビザの人は入国審査時も特別ゲート（外交官とおなじ）を利用できる。

遠隔通訳：電話をつかった通訳、あるいはパソコンやタブレットPCの通信機能（スカイプなど）をつかった通訳。通訳者にとっては、遠隔通訳なら感染症のリスクやレントゲン時に通訳者の被曝（ひばく）をさけることができる。通訳をうける側（患者と医者）にとっては、通訳者が側にいたほうが、安心できるとか質問しやすい場合があるかもしれない。パソコンやタブレットをつかった遠隔通訳なら、手話通訳をすることもできる。

コーダ（Children of Deaf Adults）：ろう者を親にもつ聞こえる子ども。ドイツ映画『ビヨンド・サイレンス』や『コーダの世界—手話の文化と声の文化』（しづや2009）などを参照。親子ともにもろう者の場合、デフファミリーという。

## コメントの紹介

〔ドロボーにご用心の看板について〕…私はただのまちがいだと信じたい。もしわざとであると言うのなら、本当に信じられないことだと思う。

【あべのコメント：こういうことには歴史があって、たとえば「中国人かな、と思ったら110番」という「防犯チラシ」を警視庁がつくったことがありました。批判をうけて回収しました。2000年のことです。ついこの前、埼玉の西川口にいったら、「要注意!! 外国人と思われる女性による道端でのスリ行為」と日本語で注意書きしている貼紙がありました。これも警察によるもの。】

外国人児童への日本語教育の現状として、学校ではまず教師の数が足りず、行っている学校が少なく、ほとんどがボランティアで行われていると聞きました。そしてボランティア教師の方の話では、教室を開くにもその場所や教材のためのお金が必要だが、そのお金を生徒から集めると生徒は教室に来なくなってしまう、そのためボランティアで行い続けるには限度があるが、学校で教えるとしても、教師は経験したことが無い人がほとんどで困っていると言っていました。そして、高校のクラスメイトにイスラム教の友人がいたのですが、彼女は毎週土曜日にモスクに行っており、その際同じモスクに通っている子供たちに日本語を教えていると言っていました。彼女より年齢が上のモスクにいる人たちはまだ日本語が十分に習得できておらず、その人たちの子供もそのため日本語能力が不足しており学校の授業に付いていけないという現状だそうです。そのため、高校生である彼女の年代の子がその親がすべき公的手続きの書類の手伝いや子どもへの日本語教育までやっていると言っていました。もう少し彼女の負担を減らせるような改善方法がなにかないのかなと思いました。

…ディズニーに行くとき様々な言語のパンフレットがあったり、キャストの人が外国人に日本語以外で案内しているところを見かけます。そのように、多言語化を徹底しているところもあると思います。…後略…

【あべのコメント：大分の別府温泉にある「地獄めぐり」にいったら、韓国からの団体客が多いようで、複数の人が韓国語で対応していました。単語レベルであっても、割と好印象で歓迎されていました。】

…春休みの間に、ダイヤモンド・プリンセス号という世界中を旅する豪華客船が蒲郡港にきました。船がとまれる程の港があまりないので、横浜の次に蒲郡、ということで日本を代表する場所に一時なったのかと思います。ボランティアとして父と竹島神社や文化記念館を、イギリス人家族に案内してきました。…後略…

-----  
海外に行った時、日本語の表示が本当にありがたかったし、絵で表現されたものなら言葉がちがおうとどの人も分かるはずなのでどんどん増やしていくべきだと思います。…後略…

-----  
…シンガポールへ行った際は、日本人旅行者が多いためか、違和感のない日本語による表示であり、非常に現地探索の助けになった。

-----  
【台湾の】九份に行った時に、日本語で書かれている看板をみて直訳してあるので日本人からすると少し変な文だと感じますが、その看板があるとないのでは受け取れる情報の量が全く違うので、世界が多言語対応を充実させていくと良いなと思いました。…後略…

-----  
…以前住んでいたアメリカでは、ほとんどの看板などに英語と一緒にスペイン語が書かれていました。…後略…

-----  
今日の多言語の看板を見たら、あるところを思い出しました。グアナファト州レオン市というメキシコの町で日系人口が近年増えてきていたので、多くのモール、店舗、公署などで看板は日本語とスペイン語で書いてあります。全国的にはほぼ英語とスペイン語で書いてありますので、初めてレオン市に行ったときとてもびっくりしました。

-----  
【あべのコメント：日本の企業が自動車などの工場をつくり、そこに日本人の駐在員が居住していることがあります。そのため、町に日本語表示があったり、日本の食材店があったり、日本語の通じる病院があったりします。】

-----  
…最近、最寄りの名鉄の駅でも、遅延情報が日本語以外でも張り紙で掲示されるようになっていた。確かに工場などで働く外国人が多いので、改善されたのだと思っていたが、翻訳ミスのお話を聞いて、大丈夫なのかなと気になった。

-----  
…新大久保に行った時に外国人の人々が多く住んでいた。だからか、アルバイトの求人に「母国語が日本語である人に限る」という文が多くみられた。確かに日本語を話せないといけないかもしれないが、このようなくくり方をすることに違和感を感じた。

-----  
…このSNS時代に日本の変な外国語がいつ広まって馬鹿にされるかと想像すると怖いし恥ずかしい。…後略…

-----  
【あべのコメント：むかし、日本のメーカーがつくったゲームにでてきた「All your base are belong to us.」というのがバズりました（流行しました）。「AYBABTU」と略されるほど。誤訳はおたがいさまのことで、どこでもある。誤訳がないか、確認をとってから看板にするほうがいい。だけど、まちがってるなんて想像もしないんでしょうね。】

-----  
…アメリカ人の男性と結婚した女性のインスタグラムをよく見るのですが、フランスに旅行に行った時旦那さんがフランス語をとて勉強していた、とおっしゃっていました。英語が母国語の人は外国語を頑張って勉強しなくていいから楽だろうなと思っていましたが、その旦那さんは日本人がフランスに行ってフランス人と英語で会話するのは公平だけど、自分がフランスで英語を話すと嫌な顔をされるから現地の言葉を勉強すると言っていました。…後略…

-----  
以前、ネットでトイレにある緊急呼び出しボタンに外国人が戸惑っているという記事を見ました。というのも、そのボタンの上にPushとだけ書いてあるというのです。これは明らかに、日本語の「押」をそのまま直訳しているわけです。これは難しい問題だと思いました。「Emergency Button」と書けば済む話ですが…後略…

-----  
【あべのコメント：逆に緊急ボタンに「Don't Push」と書いている場合もありますね。それもどうなのか。】

-----  
…何かの授業で、“避難指示”よりも“避難指示”の方が危険度が大きいということを聞いて本当にびっくりしました。勘違いしたまま生きていて、もし自分が被災者になった時に、避難指示を軽く考えていたんだらうなと思うと、本当に怖いなと思います。

-----  
【あべのコメント：それは表現が改善されて、「避難指示（緊急）」「避難勧告」と表記されるようになりました。】